

# 未熟児養育医療事業の実施主体が都道府県から市町村にかわりました。

今まで都道府県が実施していた未熟児養育医療事業が平成25年度より市町村にかわりました。そのため八重瀬町にお住まいの対象者は、平成25年3月31日までは都道府県に、平成25年4月1日以降は八重瀬町に申請となります。平成25年4月1日以前に給付を受けていて、平成25年4月1日以降も引き続き給付を受ける予定の方は、給付していた都道府県のご案内をご確認ください。

## 事業の概要

母子保健法第6条第6項に規定する未熟児(身体の発育が未熟なまま産まれた乳児で、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまで)が指定医療機関で入院治療を受ける場合に、保険診療による入院医療費を助成する制度です。(世帯の課税状況により自己負担金があります。)

## 給付内容

指定養育医療機関における医療の給付であること。移送費を除き、すべて現物給付を原則とします。(給付の範囲)

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 医学的処置、手術及びその他の治療
- 4 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 移送

※入院時の食事については、標準負担額に相当する部分を給付の対象とします。  
※世帯の課税状況により自己負担金があります。(注)徴収基準額表参照

## 手続きに必要な書類等

- 以下の書類等は児童家庭課窓口においてあります。
- 1 養育医療給付申請書
  - 2 養育医療意見書(指定医療機関の医師に記入していただきます)
  - 3 世帯調書及び税額証明書(保護者が記入し1月1日現在の住所地の役所で証明してもらいます)
  - 4 委任状(町が申請者に代わって子ども医療費助成へ請求するために必要な書類です。診療予定期間により、記入枚数が異なりますので窓口にて確認してください)

## その他必要書類等

- 1 世帯全員分の所得税を証明するもの(源泉徴収票又は納税証明書)  
※申請日が1月から5月末日の方は前々年、6月から12月末日の方は前年のもの
- 2 母子(親子)健康手帳
- 3 対象児及び被扶養者(18歳以下)の健康保険証の写し
- 4 八重瀬町子ども医療費助成金受給資格者証
- 5 印鑑

## その他注意事項

未熟児養育医療の給付決定後、医療券を八重瀬町児童家庭課よりお渡ししますので、医療機関へ提示いただくこととなります。必要書類が未提出の場合、給付決定が出来ませんのでご注意ください。  
また、医療機関の変更や、診療予定期間を超えて入院養育が必要な場合は事前に申請が必要となります。退院後の養育医療の再申請は認められません。

**申請場所・申請期日**  
申請場所 八重瀬町役場 児童家庭課(具志頭本庁舎)  
申請期日 入院期間中

## 対象

保護者が八重瀬町に居住し、次のいずれかに該当する場合が対象となります。

- 1 出生時体重が2,000g以下
- 2 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状を示すもの

- 一般状態
  - ・運動不安、痙攣があるもの
  - ・運動が異常に少ないもの
- 体温
  - ・摂氏34度以下のもの
- 呼吸器・循環器系
  - ・強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
  - ・呼吸数が毎分50を超えて増加傾向にあるか、又は毎分30以下のもの
  - ・出血傾向が強いもの
- 消化器系
  - ・生後24時間以上排便のないもの
  - ・生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
  - ・血性吐物、血性便のあるもの
- 黄疸
  - ・生後数時間以内に黄疸が現れるか、異常に強い黄疸のあるもの



徴収基準額表

(単位:円)

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準	
		月額	加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単独世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260
	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯		
	均等割の額のみ世帯(所得割の額のない世帯)	C1	5,400
	所得割の額のある世帯	C2	7,900
	所得税の年額		
	15,000以下	D1	10,800
	15,001 ~ 40,000	D2	16,200
	40,001 ~ 70,000	D3	22,400
	70,001 ~ 183,000	D4	34,800
	183,001 ~ 403,000	D5	49,400
	403,001 ~ 703,000	D6	65,000
	703,001 ~ 1,078,000	D7	82,400
	1,078,001 ~ 1,632,000	D8	102,000
	1,632,001 ~ 2,303,000	D9	123,400
	2,303,001 ~ 3,117,000	D10	147,000
	3,117,001 ~ 4,173,000	D11	172,500
	4,173,001 ~ 5,334,000	D12	199,900
	5,334,001 ~ 6,674,000	D13	229,400
	6,674,001以上	D14	全額
			左の徴収基準月額の10%ただし、その額が26,300円に満たない場合は26,300円

お問い合わせ: 八重瀬町役場 児童家庭課 ☎ 998-7163

## 児童手当・特例給付受給証明書発行に係る手数料の徴収について

児童手当・特例給付の受給証明書発行について、事務の見直しをしたところ平成25年4月1日より、発行手数料を徴収することになりました。

詳しくは児童家庭課までお問い合わせください。

- 徴収開始時期 平成25年4月1日から
- 発行手数料 1通につき300円

お問い合わせ

八重瀬町役場 児童家庭課 ☎ 998-7163



国際標準規格 ISO9001:2008 認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業) 加入会社

Since1981 沖縄県知事免許(9)第0928号 あなたのホームプランナー

**南新物産**

地域の不動産業で32年

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談  
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。  
最寄りの各店へお問い合わせをお願いします。

南風原本店・豊見城支店・那覇新都心店  
南風原本店 〒901-1205 沖縄県南城市大里字高平97番2(イオンタウン南城市大里内)  
TEL:098(945)0310 FAX:098(944)7004 年中無休 営業時間 AM9:00~PM9:00  
http://www.nanchan.co.jp E-mail ozato@nanchan.co.jp



ナンちゃん®

## 平成25年度高校育英貸与奨学生及び高等学校奨学生定期採用(高等学校、専修学校高等課程対象)の募集

平成25年4月に高等学校、専修学校高等課程などに在学している者を対象とする奨学生の募集

### 応募資格

- ①沖縄県内に住所を有する者の子弟
  - ②平成25年4月に高等学校、専修学校高等課程などに在学している生徒
- ※①及び②の条件を満たす者

### 申込方法

出願書類を学校から受け取り、学校が定める提出期日までに学校へ提出(提出期限は概ね4月中旬~下旬頃です。)

**お問い合わせ** 在学している学校の奨学金担当者



## 宮城明美さん教育委員に任命



2月28日、八重瀬町教育委員の任命辞令の交付が行われ、宮城明美さん(富盛)が2期目の教育委員に任命されました。

任期は平成25年2月28日から平成29年2月27日まで。

# こんにちは 八重瀬町地域包括支援センター通信

## 介護保険サービス利用のプチ知識

〈通所介護・通所リハビリ(デイサービス・デイケア)編〉  
**「デイサービス・デイケアではどんなことをするのか?」  
 何が違うのか?」**

### デイサービスとは

入浴や食事など日常生活上の世話や簡単なレクリエーション(体操・ゲーム・趣味活動)を交えた機能訓練や余暇活動を中心に活動。通所時には送迎もしてくれます。

### デイケアとは

デイサービスのサービス内容も実施しますが基本的にはリハビリが中心。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などのリハビリ専門職員が配置されています。そのためデイサービスよりは利用料金が若干高くなりますが、足腰をよくしたい、リハビリをして元気になりたいとの要望があればデイケアをお勧めします。

### ○デイサービス・デイケアのメリット

**入浴の手伝いをしてくれる**  
 本人さん自身やご家族による入浴介助は思っているよりも大変です。特に、マヒなどにより拘縮がある方や全介助が必要な方に対してはきれいに入浴することが難しかったり、自宅の浴室が介護しやすい環境にないなどなおさら大変。その点、デイサービス・デイケアでの入浴なら環境も整っていて経験のある職員が入れてくれるので安心ですね。

### ・家族の息抜き

介護をしていると一日中付きっきりという方も少なくありません。介護疲れからご家族の介護への意欲がなくなってきたり、心にゆとりが無くて本人さんに強く当たってしまうケースもあります。適度にリフレッシュする機会を取り入れていきましょう。

### ・意外に楽しい

デイサービスで季節の行事、初詣や花見、遠足やドライブといった余暇活動を楽しみながら外出の機会が増えていきます。本人さんにとっても気分転換になり、「ケアマネージャーにすすめられて少々行ってみたら、意外に楽しかった!」という声も少なくないのです。

### ・寝たきりや認知症予防に!

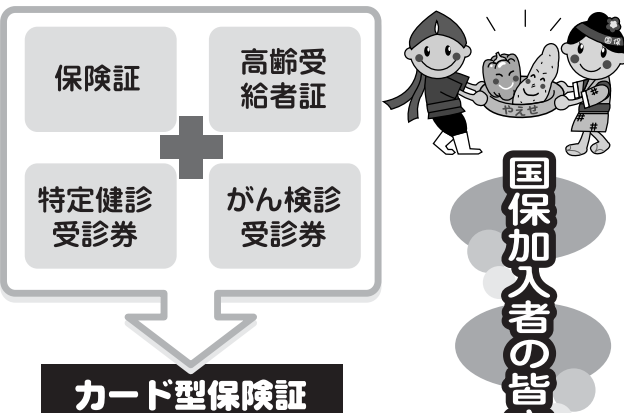
年齢を重ねていくと家に閉じこもり、刺激の少ない生活を続けがちになります。そこでデイサービスやデイケアに通うことにより本人に適度な刺激と緊張をもたらすことが出来ます。週に1~2回でも多くの人に会い話をすることで他者との交流が深まり、寝たきりの予防や認知症状の低下を和らげます。

※利用できる回数は要介護度によって異なります。



### ○本人の希望を大切に

八重瀬町内や近隣の市町村には様々な特色を持った事業所が多くあります。その中から体験・見学等を通じ実際に肌で感じて事業所の雰囲気を知ってもらい本人さんに合った事業所に通うことでその人らしい生活を長く続けてもらいたいですね。



## 国保加入者の皆さまへ

### 平成25年度から

## 保険証がカード型に変わります。

「保険証」+「高齢受給者証(70歳以上)」+「特定健診受診券」+「がん検診受診券」が一つになっています。

これまで、原則として一世帯に1枚の「国民健康保険被保険者証」を交付していましたが、平成25年度の切替時より1人1枚のカード型の保険証に変わります。病院で受診する際は、それぞれご自分の被保険者証を医療機関窓口で提示してください。

◎高齢受給者証も一緒になっていますので70歳以上の方も保険証1枚のみ提示してください。

◎特定健診(一般健診)受診券とがん検診受診券も一緒になっていますので、保険証の提示のみで特定健診などが受けられます。

被保険者証についてのお問い合わせ  
 健康保険課(具志頭庁舎) ☎998-12210  
 健康保険課(保健センター) ☎998-11149

## 日本赤十字社 赤十字の活動にご支援を

各世帯年間500円の協力金が赤十字活動の支えです。日本赤十字社は、人道・博愛の理念のもとに世界187カ国の赤十字社と連携し、災害や紛争等により飢餓、貧困、病気などに苦しむ人々を国際的に救護するとともに、国内においても各種災害救護や輸血用血液の供給、医療の提供、青少年の健全育成などの事業を積極的に実施し、内外から寄せられる期待と要請に応じております。

平成23年は3月に発生した東日本大震災の被災地へ医療救護班・こころのケア要員・各種ボランティアを派遣しました。

これらの赤十字活動は、赤十字の人道事業に賛同される県民一人ひとりが赤十字会員として毎年協力いただく会費と寄付金を財源として行われます。

5月は赤十字へのご理解とご協力をお願いし、年間500円以上をご支援いただく方を募集する月間です。自治会役員や赤十字奉仕団員などの皆様が奉仕活動として各家庭や事業所を訪問してお願いしています。

日本赤十字社 八重瀬町分区分

**連絡先** 役場社会福祉課 ☎998-9598 八重瀬町地域包括支援センター ☎835-7247

### (財) 沖縄県総合保健協会 特定健診実施機関

特定健診を受診しましょう!

特定健診を人間ドックに切り替えて受診することが出来ます。

特定健診受診券

がん検診受診券

保険証

\* 特定健診を人間ドックに切り替えて受診する場合は、健康保険(国保・社保)の種類や年齢などによって、個人負担額が異なります。まずは、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ先 098-889-6792

〒901-1192 南風原町宇宮平212番地

## みなさまのくすり箱 あにも調剤薬局

▶ 夜間・祝日の緊急時の対応も可能

**電話 998-1189 FAX 998-0989**

八重瀬町伊弉 65-24 (伊弉バス停そば) ☎ info@animo-p.jp

私たちは沖縄の在宅医療へ積極的に取り組みます!

開局時間  
 | 月~金 9:00~18:30  
 | 土 9:00~16:30  
 | 定休日  
 | 日・祝祭日・年末年始